

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 22 日

島根県立益田翔陽高等学校長 長谷川 哲明

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県立益田翔陽高等学校消防用設備等保守管理業務委託

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

島根県益田市高津三丁目 21-1

島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 62 年 2 月 17 日島根県告示第 211 号）第 5 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿（資格有効期間 令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで）の委託業務種別「消防用設備点検業務」に登録されている者であること。

- (6) 島根県内に本店を有するものであり、なおかつ、益田市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (7) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する当該施設の保守点検に必要な消防設備士の種類の甲種もしくは乙種の消防設備士免状又は同令第31条の6に規定する消防設備点検資格者の免状を有する者を配置できる者であること。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒698-0041 島根県益田市高津三丁目 21-1
島根県立益田翔陽高等学校 事務室
電話 0856-22-0642
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
公告の日から令和8年7月6日（月）正午、上記（1）の場所において交付する。
（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。なお、交付最終日は正午までとする。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月15日（水） 午前10時00分 から
- (2) 場 所 島根県立益田翔陽高等学校 会議室
- (3) その他 郵便による入札は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書等を本公告3（1）の場所に令和8年7月7日（火）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 郵便による入札
認めない。
- (7) 入札の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- (9) 落札者の決定方法
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (10) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立益田翔陽高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (11) 再度入札
再度入札は、2 回を限度とする。
- (12) その他
詳細は、入札説明書による。